

新聞連載作家の著作権と新聞社の編集権について

2013年4月15日

上原正稔

判決文にはいくつかの事実誤認あるいは判断ミスがある。それを一つひとつ指摘してゆく。

ここでは、判決文20ページの(2)のイは重大な誤認を犯していることを指摘する。「しかしながら、被告は、新聞社として、報道する記事内容をどのようなものにするかに係る編集権を有するのであり、原告が琉球新報紙上で長年連載してきた実績があるからといって、特段の合意がないのに、原告が執筆した連載原稿に基礎とする事実の誤り等ない限り、そのまま琉球新報紙上の所定欄・枠に掲載する義務を負うと解することはできないというべきである。」

確かに、報道記事についてはその通りである。しかし、上原正稔の連載は報道記事ではない。上原には他の作家同様、その作品の著作権があるのだ。

判決文は“特段の合意”云々の前に上原正稔という作家には著作権があることを忘れていいる。新聞社の編集権は作家の著作権に及ばないものだ。書き直せとか、書くなとか指示できないのだ。事実、上原正稔に限らず、全ての琉球新報社員ではない者が執筆した記事には著作権があるのだ。従って、琉球新報デジタル版にも琉球新報データベースにも全ての琉球新報社外の者が執筆したものは載せてない。例えば、長期、琉球新報で執筆している佐藤優の「ウチナー評論」もデジタル版やデータベースでは読むことができない。その理由は琉球新報データベースの冒頭に小さく、しかし、はっきりと「連載やコラムなど、社員でない方が執筆した記事は著作権等の関係で非公開としています。」と明示されている。

それだからこそ、作家は著作権に守られて、自由にモノが書けることが保障されているのだ。そうでなければ、連載作家は新聞社の言いなりになる奴隷か新聞社のご機嫌取りでしかない。

ぼくはこれまで数々の物語を沖縄タイムスと琉球新報で自由に発表してきた。過去に発表したものを数多く引用して話をふくらませ、新しい世界に読者を案内してきたが、一度も今回のように新聞社による明らかな執筆妨害工作を受けたことはない。

その理由は琉球新報が「集団自決に軍命ありき」のキャンペーンを張っていることが原因だが、それは別の形で証明しよう。

琉球新報社はいかなるキャンペーンを張るのも自由だろうが、今回のように自由にモノを見、モノを書く作家を抹殺することはできない。そこにこそ、作家の存在価値があり、上原正稔が戦う理由がある。

これまで新聞社の「表現の自由」はよく耳にするが、連載作家の「表現の自由」についてはほとんど語られなかった。その理由は連載作家の「著作権」と新聞社の「編集権」がブツかったケースが全くなかったからだ。お互いに口には出さないが微妙なバランスを保

ちながら、「自由な言論」の場として公器たる新聞が存在してきている。

しかし、今、新聞社、特に琉球新報社は傲り高ぶり、権力と権威をもって一作家の言論を弾圧しているのが実情だ。